

# 定 款

社 会 福 祉 法 人  
四天王寺福祉事業団

平成 28 年 7 月 13 日 改正

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、四天王寺開祖聖徳太子のご偉業である四箇院の制の中、悲田院、施薬院、療病院を継承し、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### 1 第一種社会福祉事業

- (1) 四天王寺悲田院養護老人ホームの設置経営
- (2) 四天王寺悲田院特別養護老人ホームの設置経営
- (3) 母子生活支援施設四天王寺悲田太子乃園の設置経営
- (4) 特別養護老人ホーム四天王寺きたやま苑の設置経営
- (5) 特別養護老人ホーム四天王寺たまつくり苑の設置経営
- (6) 軽費老人ホームケアハウス四天王寺たまつくり苑の設置経営
- (7) 医療型障害児入所施設四天王寺和らぎ苑の設置経営
- (8) 養護老人ホーム四天王寺松風荘の設置経営
- (9) 福祉型障害児入所施設四天王寺太子学園の設置経営
- (10) 特別養護老人ホーム四天王寺大畑山苑の経営
- (11) 婦人保護施設大阪府立女性自立支援センターの経営
- (12) 障害者支援施設四天王寺悲田富田林苑の経営
- (13) 障害者支援施設四天王寺太子学園の経営
- (14) 特別養護老人ホーム四天王寺紅生園の経営

#### 2 第二種社会福祉事業

- (1) 無料低額診療施設四天王寺病院の設置経営
- (2) 保育所四天王寺夕陽丘保育園の設置経営
- (3) 保育所四天王寺悲田院保育園の設置経営
- (4) 一時預かり事業の経営（四天王寺悲田院保育園）
- (5) 地域子育て支援拠点事業の経営（四天王寺悲田院保育園）
- (6) 障害児通所支援事業の経営（四天王寺悲田院児童発達支援センター）
- (7) 障害児通所支援事業の経営（四天王寺和らぎ苑）
- (8) 老人デイサービス事業（四天王寺悲田院デイセンター）
- (9) 児童厚生施設四天王寺悲田院児童センター研徳田の設置経営
- (10) 放課後児童健全育成事業（児童厚生施設四天王寺悲田院児童センター研徳田）
- (11) 地域活動支援センター四天王寺悲田院埴生苑の設置経営
- (12) 老人介護支援センター四天王寺悲田院在宅介護支援センターの設置経営
- (13) 老人デイサービス事業（四天王寺きたやま苑デイサービスセンター）
- (14) 老人介護支援センター夕陽丘地域在宅サービスステーション四天王寺きたやま苑の設置経営
- (15) 老人デイサービス事業（高津地域在宅サービスステーション四天王寺たまつくり苑）
- (16) 老人介護支援センター高津地域在宅サービスステーション四天王寺たまつくり苑の設置経営
- (17) 地域活動支援センター四天王寺たまつくり苑の経営
- (18) 枚方市立総合福祉会館老人デイサービスセンターの経営
- (19) 枚方市立総合福祉会館身体障害者デイサービスセンターの経営

- (20) 老人短期入所事業（四天王寺悲田院養護老人ホーム）
- (21) 老人短期入所事業（四天王寺悲田院ショートステイまごころ）
- (22) 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム四天王寺きたやま苑）
- (23) 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム四天王寺たまつくり苑）
- (24) 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム四天王寺大畑山苑）
- (25) 障害福祉サービス事業（四天王寺悲田富田林苑（生活介護））
- (26) 障害福祉サービス事業（四天王寺悲田富田林苑（短期入所））
- (27) 相談支援事業（四天王寺悲田富田林苑（一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業））
- (28) 老人居宅介護等事業（四天王寺悲田院在宅訪問ステーション）
- (29) 老人居宅介護等事業（ホームヘルプセンター四天王寺たまつくり苑）
- (30) 老人居宅介護等事業（四天王寺松風荘ヘルパーセンター）
- (31) 障害福祉サービス事業（四天王寺さんめい苑（生活介護））
- (32) 障害福祉サービス事業（四天王寺さんめい苑サポートハウス宙（共同生活援助））
- (33) 相談支援事業（四天王寺悲田院児童発達支援センター（一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業））
- (34) 障害福祉サービス事業（四天王寺太子学園（生活介護））
- (35) 障害福祉サービス事業（四天王寺太子学園（短期入所））
- (36) 障害福祉サービス事業（四天王寺太子学園グループホームオーロラ（共同生活援助））
- (37) 障害福祉サービス事業（四天王寺太子学園グループホームオーロラ（共同生活介護））
- (38) 地域活動支援センター四天王寺悲田院デイセンターの経営
- (39) 障害福祉サービス事業（四天王寺悲田院在宅訪問ステーション（居宅介護））
- (40) 障害福祉サービス事業（四天王寺さんめい苑サポートセンターフリーダム（居宅介護））
- (41) 障害福祉サービス事業（四天王寺さんめい苑サポートセンターフリーダム（重度訪問介護））
- (42) 移動支援事業（四天王寺さんめい苑サポートセンターフリーダム）
- (43) 障害福祉サービス事業（四天王寺和らぎ苑（療養介護））
- (44) 障害福祉サービス事業（四天王寺和らぎ苑（生活介護））
- (45) 障害福祉サービス事業（四天王寺和らぎ苑（短期入所））
- (46) 障害福祉サービス事業（島本町立やまぶき園（生活介護））
- (47) 障害福祉サービス事業（島本町立やまぶき園（就労継続支援B型））
- (48) 生計困難者に対する支援相談事業
- (49) 相談支援事業（島本町立やまぶき園（特定相談支援事業））
- (50) 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム四天王寺紅生園）
- (51) 障害福祉サービス事業（四天王寺悲田富田林苑向陽在宅訪問ステーション（居宅介護））
- (52) 障害福祉サービス事業（四天王寺悲田富田林苑向陽在宅訪問ステーション（重度訪問介護））
- (53) 移動支援事業（四天王寺悲田富田林苑向陽在宅訪問ステーション）
- (54) 相談支援事業（四天王寺さんめい苑（特定相談支援事業））
- (55) 老人居宅介護等事業（四天王寺悲田富田林苑向陽在宅訪問ステーション）
- (56) 老人短期入所事業（養護老人ホーム四天王寺松風荘）
- (57) 相談支援事業（四天王寺悲田院ケアプランセンター（特定相談支援事業））

（名称）

第 2 条 この法人は、社会福祉法人四天王寺福祉事業団という。

（経営の原則）

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第 4 条 この法人の事務所を大阪府大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 1 1 番 1 8 号に置く。

## 第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名
  - (2) 監事 3名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、宗教法人四天王寺代表役員の職にあるものをもってあてる。
  - 3 理事長は、この法人を代表する。
  - 4 理事のうちから互選により常務理事を 2 名置く。
  - 5 常務理事 2 名は、次により区分した法人の事業をそれぞれに専任して、その常務を処理する。
    - (1) 大阪市所管に属する事業並びに無料低額診療施設四天王寺病院の事業
    - (2) 大阪府所管に属する事業並びに前項に含まれない事業
  - 6 理事のうちから副理事長 1 名を選出し、理事長の職務を補佐させることができる。
  - 7 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち 1 名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの方が含まれてはならない。

(役員任期)

- 第 6 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
  - 3 理事長、副理事長及び常務理事任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

- 第 7 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
  - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

- 第 8 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
  - 3 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 週間以内にこれを招集しなければならない。
  - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
  - 5 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
  - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
  - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがで

きない。

- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び大阪市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併

- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
  - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第 15 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が 3 名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。

## 第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号の掲げる財産をもって構成する。

- (1) 大阪府大阪市天王寺区大道 1 丁目 4 番の 2 5 所在 四天王寺病院敷地 1 筆  
(面積 261.19㎡)
- (2) 大阪府大阪市天王寺区大道 1 丁目 4 番の 2 4 所在 四天王寺病院敷地 1 筆  
(面積 110.47㎡)
- (3) 大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 8 0 5 番 1 所在 四天王寺悲田院養護老人ホーム  
ならびに四天王寺悲田院特別養護老人ホーム敷地 1 筆  
(面積 15,363.78㎡)
- (4) 大阪府羽曳野市学園前 5 丁目 1 7 1 番 1 所在 四天王寺悲田院養護老人ホーム  
ならびに四天王寺悲田院特別養護老人ホーム敷地 1 筆  
(面積 18㎡)
- (5) 大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 8 0 5 番の 2 所在 四天王寺悲田院養護老人ホーム  
ならびに四天王寺悲田院特別養護老人ホーム敷地 1 筆  
(面積 2,255.64㎡)
- (6) 大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 7 5 4 番の 2 所在 四天王寺悲田院養護老人ホーム  
ならびに四天王寺悲田院特別養護老人ホーム敷地 1 筆  
(面積 1,502.99㎡)
- (7) 大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 8 0 3 番 1 所在 四天王寺福祉事業団敷地 1 筆  
(面積 1,144㎡)
- (8) 大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 1 5 8 番 1 所在 四天王寺福祉事業団敷地 1 筆  
(面積 1,259㎡)
- (9) 大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 1 5 7 番 1 所在 四天王寺福祉事業団敷地 1 筆  
(面積 59㎡)
- (10) 大阪府羽曳野市学園前 5 丁目 1 7 1 番 3 所在 四天王寺福祉事業団敷地 1 筆

- (面積 108㎡)
- (11) 大阪府羽曳野市学園前6丁目805番地の1、803番地所在 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階 四天王寺悲田院知的障害児、肢体不自由児通園施設建物1棟  
(延面積 1,354.39㎡)
- (12) 大阪府羽曳野市学園前6丁目758番の1所在 四天王寺悲田院保育園の敷地1筆  
(面積 1,650㎡)
- (13) 大阪府羽曳野市学園前6丁目758番地の1所在 鉄筋コンクリート造2階建 四天王寺悲田院保育園1棟  
(延面積 866.15㎡)
- (14) 大阪府羽曳野市学園前6丁目805番地の1所在 鉄筋コンクリート造地下1階付2階建 四天王寺悲田院児童センター1棟  
(延面積 730.53㎡)
- (15) 大阪府羽曳野市学園前6丁目167番の3所在 四天王寺福祉事業団敷地1筆  
(面積 1,467㎡)
- (16) 大阪府大阪市天王寺区大道1丁目4番22所在 四天王寺病院敷地1筆  
(面積 82.71㎡)
- (17) 大阪府大阪市天王寺区大道1丁目4番23所在 四天王寺病院敷地1筆  
(面積 83.17㎡)
- (18) 大阪府大阪市天王寺区大道1丁目4番26所在 四天王寺病院敷地1筆  
(面積 151.43㎡)
- (19) 大阪府富田林市向陽台1丁目31番地所在 鉄筋コンクリート造2階建 四天王寺悲田富田林苑管理棟1棟  
(延面積 636.50㎡)
- (20) 大阪府富田林市向陽台1丁目31番地所在 鉄筋コンクリート造3階建 四天王寺悲田富田林苑収容棟1棟  
(延面積 2,164.19㎡)
- (21) 大阪府羽曳野市学園前6丁目324番92所在 四天王寺福祉事業団敷地1筆  
(面積 76㎡)
- (22) 大阪府南河内郡太子町大字山田3553番地、太子町大字畑87番地所在 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建1棟 四天王寺悲田太子乃園ならびに物置  
(延面積 2,045.87㎡)
- (23) 大阪府大阪市天王寺区上汐5丁目2番地1所在 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 四天王寺夕陽丘保育園 園舎1棟  
(延面積 689.03㎡)
- (24) 大阪府羽曳野市学園前6丁目805番地の1所在 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ銅板葺2階建 老人ホーム1棟  
(延面積 654.60㎡)
- (25) 大阪府大阪市天王寺区大道1丁目4番地25、4番地22、4番地23、4番地24、4番地26、17番地3所在 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建 四天王寺病院 1棟  
(延面積 8,673.64㎡)
- (26) 大阪府大阪市天王寺区北山町41番地5所在 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建 四天王寺きたやま苑1棟  
(延面積 2,939.57㎡)
- (27) 大阪府大阪市阿倍野区三明町1丁目5番地1、5番地7、9番地、10番地、11番地1、11番地2所在 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根2階建(13階建の一部) 四天王寺さんめい苑1棟  
(延面積 1,098.14㎡)
- (28) 大阪府大阪市天王寺区玉造元町48番地6所在 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建 四天王寺たまつくり苑1棟  
(延面積 5,635.46㎡)
- (29) 大阪府羽曳野市学園前6丁目805番地の1所在 鉄筋コンクリート造ステンレス銅

- 板葺地下2階付1階建 四天王寺悲田院老人ホーム1棟  
(延面積 3,048.52㎡)
- (30) 大阪府富田林市向陽台1丁目31番地所在 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建  
四天王寺和らぎ苑管理・収容棟1棟ならびにポンプ室および物置  
(延面積 4,735.88㎡)
- (31) 大阪府南河内郡太子町大字畑87番所在 四天王寺太子学園ならびに四天王寺悲田太子乃園敷地1筆  
(面積 2,149.00㎡)
- (32) 大阪府南河内郡太子町大字山田3552番所在 四天王寺太子学園敷地1筆  
(面積 833.00㎡)
- (33) 大阪府南河内郡太子町大字山田3553番所在 四天王寺太子学園ならびに四天王寺悲田太子乃園敷地1筆  
(面積 3,681.00㎡)
- (34) 大阪府南河内郡太子町大字山田3565番所在 四天王寺太子学園ならびに四天王寺悲田太子乃園敷地1筆  
(面積 1,080.00㎡)
- (35) 大阪府南河内郡太子町大字畑87番地、大字山田3552番地、3553番地所在  
鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付平家建 四天王寺太子学園児童福祉施設ならびに  
便所・ポンプ室・ガスボンベ室  
(延面積 1,627.48㎡)
- (36) 大阪府南河内郡太子町大字畑87番地、大字山田3552番地、3553番地所在  
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 職員宿舎  
(延面積 232.10㎡)
- (37) 大阪府枚方市星丘3丁目551番1所在 四天王寺松風荘敷地1筆  
(面積 2,360.33㎡)
- (38) 大阪府枚方市星丘3丁目551番2所在 四天王寺松風荘敷地1筆  
(面積 2,036.14㎡)
- (39) 大阪府枚方市星丘3丁目551番9所在 四天王寺松風荘敷地1筆  
(面積 727.27㎡)
- (40) 大阪府枚方市星丘3丁目663番1所在 四天王寺松風荘敷地1筆  
(面積 450㎡)
- (41) 大阪府枚方市星丘3丁目551番地1、551番地2、551番地9、551番地  
11所在 鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき地下1階付2階建 四天王寺松風  
荘居室棟ならびに寄宿舍・電機室  
(延面積 2,560.02㎡)
- (42) 大阪府羽曳野市学園前6丁目166番所在 四天王寺悲田院養護老人ホームならびに  
四天王寺悲田院特別養護老人ホーム、デイサービス敷地1筆  
(面積 8,458.56㎡)
- (43) 大阪府羽曳野市学園前3丁目167番2所在 四天王寺悲田院養護老人ホームならび  
に四天王寺悲田院特別養護老人ホーム、デイサービス敷地1筆  
(面積 181.81㎡)
- (44) 大阪府羽曳野市学園前6丁目166番地、167番3、805番地2、学園前3丁目  
167番地2所在 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建 四天王寺悲田院養護老人ホーム  
ならびに四天王寺悲田院特別養護老人ホーム、デイサービス1棟  
(延面積 20,571.02㎡)
- (45) 大阪府大阪市天王寺区上汐5丁目2番1所在 四天王寺夕陽丘保育園敷地1筆  
(面積 877.88㎡)
- (46) 大阪府大阪市天王寺区上汐5丁目2番7所在 四天王寺夕陽丘保育園敷地1筆  
(面積 98.75㎡)
- (47) 大阪府大阪市平野区喜連東5丁目135番地2、135番地2先、129番地1、1  
29番地6、155番地1所在 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建 四天王  
寺紅生園1棟ならびに集塵庫



(延面積 4,954.30㎡)

- (48) 大阪府八尾市大字恩智1098番地、1051番地1、1093番地、1094番地、1097番地、1099番地、1100番地、1101番地所在鉄筋コンクリート造陸屋根・銅板ぶき2階建 四天王寺大畑山苑1棟

(延面積 2,539.51㎡)

- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、法人事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 26 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第 27 条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業 (四天王寺悲田院訪問看護ステーション)
- (2) 通所リハビリテーション事業 (四天王寺悲田院診療所)
- (3) 訪問リハビリテーション事業 (四天王寺悲田院診療所)
- (4) 社会福祉研修事業 (四天王寺社会福祉研修センター)
- (5) 日中一時支援事業 (四天王寺太子学園)
- (6) 訪問リハビリテーション事業 (四天王寺病院)
- (7) 羽曳野市食の自立支援配食サービス (四天王寺悲田院)
- (8) 枚方市栄養改善事業 (四天王寺松風荘)
- (9) その他、国及び地方公共団体からの委託等の事業
- (10) 前号に準じる公共団体からの委託等の事業
- (11) 訪問看護事業 (四天王寺和らぎ苑向陽訪問看護ステーション)
- (12) 就労訓練事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 28 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第 29 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 30 条 解散 (合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 31 条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人四天王寺福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の組織変更当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	出 口 常 順
理 事	坂 本 実 哲
理 事	塚 原 徳 応
理 事	吉 田 秀 映
理 事	鳥 井 信 治 郎
監 事	瀧 藤 準 教
監 事	白 井 朋 吉

## 附 則

平成18年7月11日付けの定款変更の認可申請に伴い増員された監事1名の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。